

内容細目

- ・本書に収録した川越藩「記録」は、日付ごとに多様な記事を収録しており、検索の便を図るため、内容細目を作成した。
- ・細目は、原則として記事一件ごとに作成した。
- ・細目の冒頭にある丸数字は、記事の区切りを示すもので、本文上端の丸数字と一致する。
- ・記事の表記は簡潔を旨とし、原文そのままではなく、なるべく平易な表現を使用した。
- ・（ ）内の人名は、その記事の内容を命じられた藩士などで、2名までは全て記載し、それ以上の場合は1名のみ表記して、「以下何名」と略した。
- ・記事の無い日や、「無別条」と書かれた日は、細目を省略した。

明和5年(1768)3月

日	細目次	頁
3	①川越に到着(勾坂数馬) ②妻出産につき血忌を届出(市川郷右衛門)	1
5	①川越に到着(下川又左衛門) ②下川又左衛門の月番を通達	
6	①川越に到着(堀中主鈴)	
7	①高沢町大蓮寺の御用場へ各々罷出 ②諸奉行の初地廻りにつき傘の使用は無用	
8	①大目付以下へ諸事慎み方を申付 ②貸宅割合につき7か条を申付	
10	①石原町より出火類焼につき宿割替を差図 ②火事につき石原町本応寺武器置場の防方を申付 ③火事駆付遅滞につき差控を申付(佐治忠左衛門) ④火事対応の差控伺を差出(安藤空兵衛以下3名)	2
13	①養子を許可(小川善左衛門) ②作事小奉行に任命(筒井孫大夫) ③同役無く諸願等の取扱を申付(多加谷孫右衛門) ④筒井孫大夫の代り歩行詰を申付	
15	①慎を御免(佐治忠左衛門以下4名) ②出奔の差控伺を差出(横塚弥三右衛門以下3名)	3
18	①差控を御免(坂口九郎兵衛)	
20	①川越に到着(白井源蔵・山口慎之丞)	
22	①幕府代官の小林孫四郎が到着	
23	①幕府の城請取上使牧野資成と杉浦彦一郎が到着	
24	①幕府上使の見分	
25	①上使が入城し城を請取 ②御門預の書付を物頭へ相渡	
26	①町同心を取立 ②火消役を取立 ③出火時の水運人を取立	4
28	①三芳野天神下御門の往来を締切 ②出火時の持場を申付	

4月

1	御用番 勾坂数馬 ①貸宅割の役務を申付(長畑鉄兵衛・小熊小仲太) ②貸宅を申付(堀中主鈴以下4名)	
2	①貸宅割付につき3か条を申付	

日	細目次	頁
	②鹿沼源太兵衛母の途中出迎を許可(小出辰右衛門・田中官左衛門)	4
	③実母の途中出迎を許可(田中官左衛門)	5
4	①貸宅の鬮を触出	
6	①伯母引取願などを許可(田中十蔵以下3名) ②町同心の勤方につき差図 ③石原町の旅人改方を申付	
7	①死去を届出(林久馬助)	
9	①家内引越を申付(足軽100人) ②前橋へ立帰り願を許可(吉田億蔵・白毛伝次) ③御懸屋を申付け手代を派遣(榎本八郎右衛門) ④組抜を申付(小嶋徳左衛門)	
10	①貸宅屋敷裏付地へ作付の百姓出入を許可(深井酒之丞以下4名) ②問屋諸職人運上金取立役を申付(江戸町問屋久右衛門)	6
11	①高須弥作の差置を届出(鱸太兵衛) ②貸宅でも慎を申付(横塚弥三右衛門)	
13	①大廻し荷物到着につき新河岸行を許可(福岡清兵衛)	
14	①仙波出火につき火之番物頭などを派遣 ②病気のため月代などを許可(前嶋寿慶) ③神領出火時の火元改不用を申付(目付・歩行目付)	
16	①物頭に任命(伊奈次右衛門) ②長柄之者へ月番持を申付 ③出火之節不調法の差控願は無用(堀江門兵衛・樋口三郎左衛門) ④町宅の居住を許可(田中有無) ⑤御用状到来 ⑥上使をもって殿様へ御暇を申付 ⑦松平志摩守直員死去につき鳴物停止を触出 ⑧川越郷村并城付米受取などを幕府勘定奉行へ報告	7
17	①与力以下へ貸宅を割付	
18	①筒井孫大夫養母死去につき届出(長井藤左衛門) ②出奔につき閉門を申渡(横塚弥三右衛門) ③初入国御札の使者を申付(山口慎之丞)	
19	①江戸より御用状到来 ②初御入国につき申来	8

日	細目次	頁
19	③小役人に取立て作事元締役を申付(山崎広右衛門) ④養母への厄介差遣伺を許可(児玉東蔵)	8
20	①前橋より御用状到来 ②悴出奔につき閉門を申渡(雪吹佐五左衛門) ③前橋にて老中評議方を申付 ④前橋にて組目付御用筋届方を差函(番頭) ⑤前橋にて政事筋取扱を申付(町在奉行) ⑥出勤を申付(長井藤左衛門)	9
21	①江戸より御用状到来 ②藩主着城の予定申来 ③口宣案・判物など取扱方につき16か条を申付	
22	①前橋より御用状到来 ②御姫様など出府予定を申来 ③口宣案・判物など到着につき差函 ④御初入の御礼使者を申付(山口楨之丞)	10
25	①前橋より御用状到来 ②諸役人の判形取扱方4か状を申付 ③御姫様など江戸着の報告 ④歩行を申付(平田長治) ⑤拝領屋敷御用掛に任命(下川又左衛門) ⑥出奔一件の差控伺は無用(佐治忠左衛門) ⑦忌中解除を申付(筒井孫大夫) ⑧御初入の迎役を申付(吉田斧次郎) ⑨火之番物頭の廻勤は不用	
27	①当番勤務方につき番頭の伺12か条に差函 ②城門通行方につき高松院の伺5か条に差函 ③仙波門前医者の大手門など通行願を許可 ④寛永寺廻状の継来寺院を届出 ⑤明日川越着につき町宅を申付(三浦仲)	11 12
28	①川越着につき届出(専馨寺盤山こと館野孫大夫) ②川越に到着(三浦仲)	
29	①城内天神社と八幡社の由緒を高松院より申上	

5月

1	御用番 下川又左衛門 ①江戸より太刀箱到着につき不寝番を申付 ②養母の厄介願を許可(児玉東蔵)	13
2	①高松院族縁の大手門など往来を許可(広谷村岩右衛門以下3名)	
4	①御用荷物参着につき二之丸門通行を許可 ②貸宅組へ貸銀を申付	
6	①江戸より御用状到来 ②賄役に任命し定府を申付(安田忠右衛門) ③御首途のため芝神明へ参詣 ④浦野を御姫様付に任命し年寄格を申付 ⑤幕府大目付より真鍮銭通用につき触書 ⑥草履取左之助を足輕に取立 ⑦歩行平田長治を国勝手に申付 ⑧寛永寺信解院の喜多院住職就任につき口上書	14

日	細目次	頁
7	①式日につき会所寄合 ②小役人に取立(大野清右衛門・山崎広右衛門)	15
9	①桑原一郎大夫へ惣御門宅書を渡 ②二之丸門通行を許可(牧村右之丞)	
10	①引越の一番・三番組へ割番を申付	
11	①奥女中到着につき大手門などの通行を申付	
12	①会所寄合を中止 ②城手狭につき御目見などの仕方9か条を通達 ③江戸より御用状到来 ④喜佐姫様を御前様御子に貰受 ⑤御在城中の使者などの馳走方を番方に申付 ⑥御目見以下へ二之丸門通行方などを差函	16
13	①江戸より御用状到来 ②殿様が今暁七半時江戸発駕 ③朋姫様が茂登姫様と改名 ④殿様が川越へ着城 ⑤出会を許可(佐野平次郎・四王天市治) ⑥御在城中の門預を物頭・使番へ申付 ⑦二之丸門などの通行方を奏者番などへ申付	
14	①御初入供の者へ御目見を申付(手塚源兵衛以下3名) ②御定の外の逗留願を許可(牧勇八以下4名) ③前橋へ罷帰につき御目見を申付(手塚源兵衛) ④帰府につき御目見を申付(三善宗元・周俊察)	
15	①家中屋敷地割御用につき御用番を御免(下川又左衛門)	17
16	御用番 匂坂数馬 ①御初入につき番頭以下へ熨斗炮を下賜 ②道中御供の面々へ御吸物を下賜 ③御目見を申付(鷲尾善次以下5名) ④前橋より御用状到来 ⑤仙台藩の渡辺十三郎が五料関所で病死	
17	①仙波喜多院の使僧に大手門などの往来を許可 ②家内引越のため前橋行きを許可(水野軍平以下4名) ③不行届につき差控伺は無用(郷司武一郎) ④喜多院使僧が東照宮へ参詣 ⑤出会を許可(片平左仲)	
18	①前橋より御用状到来 ②沼田式膳の御目見召呼を差留 ③歩行頭に任命(福嶋多仲) ④長柄頭に任命(飯尾団右衛門) ⑤近習目付に任命(設楽惣左衛門) ⑥目付役に任命(三田村弾蔵) ⑦六番組目付に任命(本多百助) ⑧福嶋多仲と申合せ歩行頭勤を申付(都築十大夫) ⑨勤の内拾人扶持を給与(本多百助) ⑩伊奈次右衛門跡の長柄預に任命(飯尾団右衛門)	18